

鳥取市社会福祉法人に対する検査に係る情報公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第75条第2項、鳥取市情報公開条例（平成11年鳥取市条例第1号）第1条及び第3条並びに社会福祉法人指導監査要綱の制定について（平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発第0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知。以下「国指導監査要綱」という。）の5（7）の規定により市の責務を具体的実施するため、同法第56条第1項の規定に基づき同法第30条第1項第1号に規定する社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）に対して実施する検査（以下「指導監査」という。）に係る結果等の公開について、他に定めがあるものを除き、必要な事項を定めるものとする。

(公開の目的)

第2条 指導監査に係る結果等の公開（第8条第2項を除き、以下単に「公開」という。）は、次に掲げる事項を目的として行うものとする。

- (1) 社会福祉事業の公共性を踏まえ、公開を通じて、適切に事業が運営されるように誘導すること。
- (2) 福祉サービスを利用しようとする者が必要な情報を容易に得られるようにすることにより、福祉サービスを利用する際の参考に資すること。

(公開する事項)

第3条 公開する事項は、次の各号の項目に掲げるとおりとする。

- (1) 指導監査における次に掲げる事項（以下「監査状況」という。）
 - ア 実施年月日
 - イ 社会福祉法人の名称
 - ウ 実地又は書面の別
 - エ 指導監査を担当する課（以下「監査担当課」という。）
 - オ 文書指摘事項
- (2) 指導監査結果通知に基づく改善状況報告書

(公開の時期)

第4条 公開を行う時期は、次の表の左欄に掲げる公開の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。

区 分	時 期
(1) 監査状況	当該検査の対象とした社会福祉法人に対してその結果を通知した後、速やかに
(2) 改善状況報告書	改善状況報告書が到達した後、速やかな時期及び次回の指導監査等での事実確認後速やかな時期

(公開に係る通知)

第5条 監査担当課は、監査状況の公開に当たり、公開の対象とする社会福祉法人に対し、その内容を通知するものとする。

(公開の方法)

第6条 公開は、インターネットへの掲載により行うものとする。

(改善状況の公開)

第7条 監査担当課は、改善状況報告書に記載されている事項の事実の確認を行ったときは、その旨を付記して、速やかに公開するものとする。

(個人情報等の保護)

第8条 公開に当たっては、鳥取市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報については、公開を行わない。

2 公開に当たっては、特定の個人、社会福祉法人又は社会福祉施設に不利益を与えることのないよう、情報の管理には、特に注意を払うものとする。

(事実と相違していることの申し出)

第9条 公開された情報について、当該公開の対象とした社会福祉法人から事実と相違している旨の申し出を受け、その申出により監査結果を修正する必要があると認めるときは、速やかに既に公開をしている情報を正しい情報に修正するものとする。

2 前項の場合においては、当該情報が事実と相違していた旨を、インターネットを利用して公開するものとする。

(外部監査との関係)

第10条 国指導監査要綱の4(1)(2)に基づき、公認会計士等による監査等の支援を受け報告された会計監査報告書等を実地監査とみなされた場合においては、会計監査報告書等を公開するものとする。

2 前項の結果報告書の公開は、第3条に規定する文書指摘事項の公開の例によるものとする。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、公開に関し必要な事項については、福祉部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。